
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和6年3月6日（水曜日）

日 時 令和6年3月6日（水）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 日程協議
- 4 審査事項
- （1）令和6年1月26日付審査付託について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（5名）

浅 田 郁 雄	藤 原 正 伸
尾 崎 里 美	西 本 英 輔
嵯峨山 博	

欠席委員（1名）

関 綾 乃

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午前9時00分開会

○委員長（浅田 郁雄君） おはようございます。

これから第5回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程については、本日1日限りにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから、令和6年1月26日付審査付託について審査を行います。

本日、関議員におかれましては、体調不良のためお休みをされております。そのことを申し伝え

ておきます。

前回2月22日の審査会に関する内容の確認を行い、審査会として取りまとめていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

前回の振り返りをお願いいたします。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 失礼します。

毎回、前回の会議の振り返りをさせてもらってます。今回、前回第4回の整理ということにつきましては、お手元に議事録が出ておまして、各委員さんの既に意見交換に入っておりますので、おおむね議事録に頼るような報告になりますけれども、まとめさせていただきます。

今回は、まず第3回の内容について振り返りを行いまして、委員の皆さんの確認を得ました。以後の協議につきまして、随意契約という概念とそれからフロー図の取扱いに係る関係で、市の関係者の再度の聴取を求める意見が出ました。一方で、これまでの聴取によりまして、判断に必要な情報は得られているとする意見も出ておまして、この取扱いについては相反する意見が出されておりました。随意契約がどこから始まるかに最大の関心がございましたので、まずは先ほどのこれまでに必要な情報は得られているというところから従いまして、その資料を整理したもの、一つは、内閣府の資料の内容につきまして確認をいたしました。それから、随意契約とそれから学校給食センターの食材調達につきまして、会議録に基づき整理をさせていただきました。簡単な対照表のようなもので、委員の共通理解を図ったところがございます。契約の存否に係る議論については、そのように前回は進めてまいりましたが、一方の介入行為の存否については、議論は未了の状態でございます。12月8日がどういう会議であったのかという事実の確認、それから、議員がその場において介入したのかどうかという事実の確認、これを調査するのは我々の役目であるから、それに必要な論点として、疑問があっても議事録を読んでも確認できないことがあれば当局を呼ぶ。議事録を読んで解決できる部分については、呼ぶ必要はない。そういうことを今後の事実認定を行っていく中で確認すればいいという意見が出まして、おおむねその方向で議論を進めるという形になったと思います。

事実認定を始めるきっかけとしまして、12月8日の会議の様子につきまして、意見が述べられましたところ、その後、個々の委員が一通りの意見の開陳と意見交換ということになっております。この内容につきましては、出ております会議録の21ページ以下。ちょっと膨大な量になりますので、なおかつ、意見が表明されてますので御意見をここでまとめるということはしませんけれども、御確認いただければと思います。

それから、一部、理事と給食センター長の説明に矛盾があるという指摘がございまして、これにつきましては前提の問題に関する部分でありますので、御意見をいただいて討議に進ませさせていただいております。

今後は、それ以外の部分につきましても、評議の材料を準備して進めることになっております。

フロー図の関係につきましては、その証明の目的を明らかにしていただきたいということを申し

上げておりましたが、ちょっと今回御欠席ですのでその辺の回答が得られませんので、この部分については留保させていただくしかないかなということになりますので、申し訳ありませんが、これは委員長にお諮りするようですが、本日は結論まではなかなか難しいかなと思いますが、できるだけ事実確認を進めていただければというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） それでは、前回2月22日の確認等をまたしていきたいと思うわけですが、それまでの1回から3回までの調査を基に評議事項を整理してまいりましたので、それを順次行っていきたいと思えます。

まず第一に、審査の全体となる起訴事実についてですが、議員倫理条例第3条第1項第3号です。この問題については、モニターを。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 3条1項3号を読み上げます。

市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入をしないこと。

以上でございます。あとはお手元で。

○委員長（浅田 郁雄君） 本号の規定は、市が行う契約に関し、特定の業者に対し有利または不利な扱いをするような行為を禁止するものである。また、本号適用の要件は、構成要件1、契約の場面であること、構成要件2、働きかけが存在すること。これら2つの要件に該当する事実が認められる場合に、本号が適用できる。

次に、事実確認の過程で、拡張解釈や類推解釈をしてはならない。

以上のこの3つのことについて、意見・質問等はありませんか。ありましたら、挙手をお願いいたします。

ありませんか。

これらについて御異議はないようでございます。

次に2として、財務規則第5節「随意契約」第102条です。これもモニターのほうにお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○副委員長（藤原 正伸君） 102条です。契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） これは2月9日の会議録からの分でございます。

これについて何か御質問等ありませんか。

ないようでしたら次に行きたいと思えます。

よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 読み上げます。

随意契約は、予定価格の作成をしたところから始まる。随意契約による調達の一連の手続は、予定価格の作成、見積書依頼、契約相手の決定、契約の締結、契約の履行で構成される。会議録及び国・地方公共団体における契約等に関する関係法令の概要に基づき。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） このことについても、意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。これらについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 次に3番目として、学校給食センターが行う調達の手続について。副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 学校給食センター条例施行規則を読み上げます。

第12条、物資の調達。給食物資の調達については、入札または見積り合わせによる購入を原則とする。ただし、特別な物資についてはこの限りでない。

第14条、購入の手続。物資の購入に当たっては、登録業者に対して需要表を提示し、見積書を提出させ、最低見積者との協議を経て納入者を決定し、発注するものとする。

第15条、検証及び代金の支払い。

第1項、納品に当たっては、厳正に検証を行い、不適合品があった場合は、直ちに置き換えを求めものとする。

第2項、物資代金の支払いは、所定の手続を経て、指定金融機関を通じて支払うものとする。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 学校給食センターの野菜等の調達の一連の手続は、献立作成（必要な食材の種類・量が確定）、見積書依頼（登録業者）、予定価格の作成（登録生産者）、発注、納入（支払い）で構成される。これは、あくまで議事録からの分でございます。

また、登録生産者には見積書依頼をせず、登録業者の見積り合わせにより決定した予定価格での納入を求めている。これも議事録でございます。

以上2つについて、このことについては意見・質問があれば挙手をお願いいたします。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 少し議論になったところですので、補足の説明をさせていただきます。

先ほどの12条に戻れますでしょうか。12条で、見積り合わせによる購入を原則とすると規定をされておりまして、ただし書きで、特別な物資についてはこの限りでないということになっております。解釈上、今までは給食食材における野菜等の調達につきましては、この特別な物資に該当するという事で進められてきましたが、過日の一般質問等におきまして、不明慮であるという指摘がなされておりまして、せんだっての会議の中でも申し上げましたとおり、当局のほうとしては、この改定の手続に入っているというところでございます。今はまだ出来上がっていないんですけども、これまでの取扱いと同様に、給食物資について特別な物資として取扱いができるように明

示をするという方向で手続を進められているようでございます。

したがって、14条で要求しているその見積書の提出、これについては、給食物資については不要とする取扱いになるということでございます。もちろん、現在も不要でございますけれども、その不要とする取扱いを明確にするということでございます。

15条は、納品と支払いに関する部分で、契約の終了の部分ということで、学校給食センター条例に規定されている給食センターが行う調達の契約手続は、この12条、14条、15条という形で手続されるということでございます。

したがって、今の施行規則に基づきますと、学校給食センターの野菜等調達の一連の手続は、献立作成というのはこれは条文にはないですけれども、担当課聴取で明らかになってますように、当然、必要な食材の種類・量を確定しなきゃいけないですから、まずそれがあって、その次の見積書依頼、これは登録事業者ですね。登録業者へ見積り依頼をすると。次が予定価格作成、これは登録生産者、一般農家さんですね。これに対する予定価格の作成の手続がある。そして、その後発注し、納品、支払いという手続で構成されますと、こういうことでございます。

後から出てくるんですけども、この登録事業者とそれから登録生産者という、2つの種類のこの契約の相手方の範疇があるわけでございます。事業者、要するに商売として企業としてやられているという方ですね。地産地消の話ですと、85%ぐらいはそちらのほうに発注されているのが現状ということのようなんですけれども。業者さんにつきましては通常の競争関係と、あと低価格での物品の購入という、市の行政のほうに求められている要請を満たすために見積りを取りまして、先ほどありましたとおり、見積りの低い方との協議でもって契約に向かっていくという経路がありますが、一般農家さん、登録生産者につきましては、もともと見積書の提示は求めておらず、ただ、公正を期すために、登録業者の見積り依頼によって決まりました価格、それをもって予定価格とするという取扱いになっているということでございました。それが2番目でございます。この件に関して判明した事実は、以上のようなことになっていると思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 今、説明をいただきましたが、何か御質問等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） では、次に食材納入業者の登録制度について。学校給食センター条例施行規則第13条、モニターをお願いします。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） では、読み上げます。

食材納入業者の登録制度でございます。学校給食センター条例施行規則第13条に業者の登録の規定がございます。給食用物資の納入を希望する業者は、確実に納品できる物品を部門ごとに登録する。以下、省略をいたします。

学校給食センターに野菜等食材を納入するためには、あらかじめ業者登録、生産者登録が必要である。今ちょっと先に説明しましたが、2種類あるということでごさいます、このどちらものが現在この14条の規定に基づいてされているということでごさいます。登録は納入を約束するものではなく契約ではない。登録後、必要に応じて正式に発注をかけて契約をします。こういう話でごさいました。

それから、生産者登録について、市はホームページに「学校給食に地元産の野菜等の味わいを」「野菜等の市内生産者募集」の広告を掲載し、給食用野菜等の納入が可能な生産者を募集しております。

以上でごさいます。

○副委員長（藤原 正伸君） このことについて質問等ありましたら。

ないですか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今、順に、特にこの後の順次聴取によって確認した事実を判断する際に明らかになりました随意契約の概念、それから、学校給食センターにおける調達事務の中身というのが物差しとなってくるということでごさいますので、この会議で御了解いただいたということは、これを基準に使うって事実関係を進めるということになりますので、御了承をお願いいたします。以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 質疑はないようですので、次に、聴取によって確認した事項についていきたいと思ひます。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） では、読み上げます。

令和4年12月8日の会議についてでごさいます。会議の開催は、よふどの恵の依頼によるものであった。会議の開催について、藤本議員のからの依頼はなかった。会議の目的は、よふどの恵が学校給食の地産地消推進への協力を検討するため、学校給食センターが求める野菜の種類、規格、量等の情報を求め、学校給食センター及び農林振興課が情報提供することであった。会議では、給食における地産地消の推進に係る地元産野菜等の供給について協議されている。農林振興課会議記録及び学校給食センター議事録。会議では、ホームページ掲載の資料が使われた。会議の時点で予定価格は存在せず、会議で予定価格を決めていない。会議後現在まで、生産者登録等の具体的進展はない。会議に参加した関係者は、当該会議は契約行為ではなく、地元野菜の学校給食への提供に関する、いわゆる説明会であったとの認識で一致している。

以上でごさいます。

○委員長（浅田 郁雄君） このことについて、また意見・質問がありましたら挙手お願いします。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 事実の確認ですので、漏れとかそれから表記の間違い、表現の間違いとかをこの場でどんどん指摘していただきたいと思ひます。重要な事項が漏れてましたら、その指

摘もお願いいたします。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 漏れとかそういうあれではないのかもしれないんですけども。今回の政倫審、2回目のこの部分で聞き取りしていく中で、直接は関係ないのかもしれませんが、フロー図の話がありました。そのフロー図が、当初のフロー図、撤回されたフロー図のものの契約、1社だけの契約ではなくて、今回の12月8日の部分というのは、これまである既存の生産登録者、個々の部分と同じ扱いの部分であったという意味合いのことは、確認しといたほうがいいのかなどは思います。

○委員長（浅田 郁雄君） はい。

○副委員長（藤原 正伸君） ご指摘のとおり、フロー図に関する質疑とそれに対する答弁で、今申されましたような内容での答弁をいただいております。これについては、今そこに一緒に掲載してないのは、そのフロー図のその確認された事実が、要は冒頭に出てきました今回の政倫審の目的ですね。3条1項3号の2つの構成要件に、問題となってる事実が該当するかどうかの判断に、必要か必要でないかというところについて、結論が出てないという部分がございます。前回その部分の説明を求めておまして、今日、回答がいただけない状況ですので、もしそれが必要であると、この審議会の中の協議で皆さんそういう御意見になりましたら、それを加えて協議をしていくという段取りになろうかと思っておりますけれども。今のところ、その回答が得られないと。

西本委員としては、どういうそのつながり、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） フロー図の部分ですね。そのフロー図の部分というのが、つながりといいますか、私前回も意見というかで申しましたが、やはり1社だけが中間業者で登録されるものという、もともとそういったものであったんだろうなというのもあったんですが、今回聞き取りの中でそうではなくて、それぞれの個々の登録業者、登録農家と同じような扱いという部分の説明があったので、その部分は実際どうであったのかというところ。これが1社だけのことであるのならば、それは個別というか1社だけの決め打ちになってしまうので問題なんだろうけれども、そうではないという説明ですよね。今回、当局、給食センターも含め。という部分を確認はやっぱりはっきりしといたほうが分かりやすいというか、ではないかなと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 間違ってたら御指摘を願いたいんですけども。そうしますと、フロー図によりまして、先ほど、給食センター野菜等の調達の一連の手続ということで、これが一般物品納入契約ということになるんですけども、その範疇のことではなくて、その後に関わりました食材納入業者の登録制度に関わる部分ということになるんでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 農林のほうで、過去に産建等々で提出されて取り下げられた部分という

のが、本当に1社が取りまとめて納入するというふうなフロー図であったかなと思います。そうではなくて、今回のこの12月8日の部分というのは、登録農家と同じ扱いであると。委託分であったのでということです。そっちでやれば何ら問題もないであろうと思います。当然、契約の部分ではありませんしね。ただ、その1社だけの部分をしようとしていたのであれば、ちょっと話は変わってくるんだろう。ただ、そうではないという確認は僕は取れているのかなというふうな認識ではおるんですが。その部分がそれぞれ考え方がるので、まだ結論が出てという。今後また聞き取りが必要であるというのであれば、きちんと聞き取りをするべきだと思いますし。今回の書いてある部分というのが、これはあれですか。ここでもう事実だと確定した部分を書かれているという認識でいいんですか。それとも、聞き取り等々で発言されたという確認のことなのか。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 先ほど来、内容を提示しまして、皆さんの御意見を求めていますので、これは今までの聞き取りから分かった事柄です。それを事実と認定するかどうかは、この審査会の仕事です。それで、委員長が先ほどから最終的に異議ないかということ聞いてますので、御異議がなければ、この内容が要するに会議の内容がこうであったというこの事実を、この審査会として認めるということになっていくと思います。ですので、そういう意味合いです。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） あと、重ねてになるんですけども。先ほどやっぱり登録業者と同じ扱いということをおっしゃいましたので、やはりそのフロー図に関しては、登録手続のところでの登録制度に係る部分でのお話かなというふうには今は理解してるんですけども、再度いかがでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） いや、僕が言っているのは、フロー図のやつで取り下げられた部分、取り下げられる前の部分というか、取り下げたやつ自体は、登録農家の同列の扱いではないように私には見えてたんです。その部分の話であれば異議は生じるであろうと、当然、思う部分はあるんですけども、今回の政倫審で聞き取りをしていく中では、前の取り下げられた部分の話ではなくて、それぞれの登録農家さんと同じ扱い、だから1社ではなくて複数の登録のことであろうと思いますので、またものが違うんだろうなというふうな認識でおるんです。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 恐らく、この団体は生産してるわけじゃなくて、生産されたものを集めて納めるという説明もあったと思うんですよ。だから、フロー図で見ると、西本委員がちょっと言われてるのは、生産された方が登録して納められるのと、作った野菜を集めてそれを納めるというので、フロー図の違いがあったのかなという私は理解をしておいて、西本委員が審査会で質問されて確認されたんですけども、生産されて納入される方も、生産したものを集めて納入される人も、同じ登録の扱いですよというのは確認できたということですよね。そういうことをおっしゃってるのかなと思いますけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） それで、再度確認なんですけども、今の議論が問題になる場面というのは、先ほどの4番目の食材納入業者の登録制度に係る部分と理解をさせてもらったんですけれども、それでよろしいのかということなんですけれども。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 副委員長がおっしゃられているのは、登録の部分なのか、それとも登録しからの契約の部分なのかということをお問われているということでもよろしいですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） はい、そうです。

私が理解する限り、先ほどから登録上の扱いのことをおっしゃってますので、この登録制度に係る資料として、フロー図を検討されてるのかなというふうに考えました。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 当然、給食センターの納入に関しては、いずれにせよ登録しなければいけないわけですね。ですので、トータルで考えれば、当然、登録しなければいけないんだから、登録に関する内容を12月のこの会議ではあったであろうし、これは推測になってしまいますけどね。それがでも納入のシステムを理解するためには必要なことであろうと思いますし、どんなものが必要なのかというのも当然説明はあるとは思いますが。そこはここに書いてあるとおりましたでしょうし。なので、さっきのこのフロー図というのは登録の話ではありますけれども、結果としては納入の話になるのかなと思いますけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 結果として納入の話になるという、その点は、物事の順序としてそうなるというふうに私も理解はします。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） このフロー図に関しては、まだちょっとそれぞれ意見があるようでございますので、このことについては農林または給食センターのほうに、確認を取る必要があるのではないかなとは思っていますけれども、皆さんどうでしょう。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 先ほど、皆さんに確認したとおり、このフロー図は特に関係ない問題かなと思うんですけどね。要は、我々は、説明会であったのか、それが契約の場であったのか、その事実確認をずっとしてきて、さらには、議員の介入があったのか紹介があったのかというような事実確認をしましょうというスタートで来たのかなと思っておりまして、このフロー図に関して問題があるとするならば、改めて、その件についての審査会なりを立ち上げて、調査していく必要があるんじゃない。何かここで言う論点といいますか、何かずれてるような気がしますし、前回の審査会では、今日、関委員欠席ですけども、将来的にその中間業者が契約したかもしれませんよね。だから、そういうことに関して、議員が出席したらだめでしょと。それが倫理に関わりますよねと

というようなこともおっしゃってましたので、その点についてはここの議論とはまた違うんではないかなというふうに私は思っております。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 先ほど確認していただきましたとおり、学校給食センターが行う調達の手続が、今回問題になっている3条1項3号にいう一般物品導入契約ということになるわけで、それを規制しているのが学校給食センター条例施行規則の12条、14条、15条なんです。ここに書いてある部分が、調達の契約手続ということになります。一方、食材納入業者の登録制度というのは、今言いました条文の中にはなくて、13条という別の条文がございまして、これ12条から15条までの契約の手続の中には書いてあるんですけども、これ自体は契約の手続ではないんですね。ですので、条文の場所としては、ちょっと違和感のある置き方にはなっておるんですけども、いずれにしても、この13条は別立てでございまして、登録の手続とそれから契約の手続は、厳然と区別する必要があるだろうなというふうには思います。それが私の意見です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにございますか。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 先ほどから、またフロー図のお話が出てくるんですけども。私、再三申し上げてますけども、一番最初のフロー図は、行政のほうで正式に取り下げられて、産建委員会でもそれが承認されているので、ない資料だと思うんです。そのない資料で意見交換や討論はできないと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにございますか。

一番フロー図のことを言うておられたのが、今日欠席されてる関さんなんで、ちょっとここどうこうという、裁判的に決着つけろというわけにはいかないとも思うんですけども。この件についてどうしましょう。それぞれ。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 前回の審査会の中で、関委員が「フロー図を取り下げられたとはいえ、一旦その場に出されたという事実は事実だ」というようなことをおっしゃってたのではなかったでしょうか。会議録を見ていただいたら、そのようになっています。私もそのフロー図についてちょっと確認させていただいたんですけども、今も産業建設常任委員会の委員には、取り下げたフロー図ということで資料がありますので、これはその取扱い云々については、また別の問題かなと思いますけども、一旦、関委員が事実は事実だとおっしゃってるんで、そのことについて、今日お休みですけども、議論が必要なんであればしていただく必要はあるんだろうとは思いますが。先ほど申しましたように、この審査会で与えられてる論点とはちょっと違うので、もし、それが問題であるというふうになるのであれば、また別の審査会なり何なりを立ち上げて、調査していただければと思いますけども。このフロー図の事実としては、聞き取りからは、当局からは勇み足で出してしまったと。委員会のほうから、取り下げしてくださいというようなことであつたので、その資料

を取り下げたというようなことをおっしゃってました。それが事実かなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今回の審査の目的との関係というお話が今出ましたんで、委員がいらっしゃれば直接お聞きすればいいんですけども、この会議録に載っております主張を見させていただくと、フロー図に関しまして、「このフロー図で中間事業者とされているポジションにあまた考えられる団体があるにもかかわらず、対象議員が知らず知らずとはいえ、しっかりと活動している対象団体のPRを重ねてしまったことで、当局の記憶にとどまることになり、不運にも特定の団体を推薦、介入、紹介した形で倫理条例に抵触している」というふうに主張になっておりますので、今、嵯峨山委員がおっしゃいました、この審査会の審査の対象目的に、これあえてつなげるとすれば、今、最後に出てます特定団体の推薦、介入、紹介行為があるというところかなということなんですけれども。内容は、このフロー図は、藤本議員がよふどの恵のPRを頻繁にしたことで、よふどの恵という名前が農林振興課の職員に記憶されたと、そういうことを示しているということになるかと思うので。そのことがこの特定団体の推薦、介入、紹介に当たり、倫理基準に抵触すると、ぎりぎり読んでそういう形に私は読みます。

ただ、そうなりますと、それは個人的主観的な推測の域を出ないもので、因果関係についての合理的説明には程遠いんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

今、フロー図については関係ないものというような意見もありましたし、今日一番発言するだろうと思われてた関委員が今日欠席ですので、なかなかこの関委員以外のところで判断するというのは、ちょっと関さんには失礼かなとは思んですけども。その点を考えたら、もう一度、関さんが出席してる体調のいいときに発言をさせていただいて、このフロー図についてどう考えるかということ。ちょっとやっぱり、関連性があるとかないとかではなくて、審査会ですので、何かにつけてちょっとでも関連があると思うことであれば、それぞれ皆さん意見を出しとるわけですので。やはり、それは尊重していくべきではないかなと僕は思いますけど。黒白はっきりするわけでもないですけどね。その部分で。まあ、本人がいないところで決着が着きましたというのも、ちょっと難儀かなと思うので。この件についてはどうです。関さんがきちっと体調よくなって出席されて、その人の意見もありましょうし。皆さんどうでしょう。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 恐らく、このフロー図のなぜこの特定団体を入れたんだというようなことを当局に聞いてるはずなんですけどね。質問されてそれに対しての答弁もされてると思いますよ。ちょっとそのところが会議録を見ないと分からないんですけども。その間ちょっと暫時休憩取って

いただいていいですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 暫時休憩します。

午前9時49分休憩

午前10時02分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き審査会を再開します。

暫時休憩中に、フロー図のことについてお伺いをいたしましたのですが、ページ数として、2月16日の23ページのフロー図の部分で、関委員が、フロー図の最初のところの図でお名前が入ってありましたというところの疑問もあるんですが、全然何もないところからそんな名前が入ったりすることはおかしいということで、自治協さんにといいことの団体として、するのであったんであるうけども、あくまで何らかの最初から名前が挙がっておられるというのは、全然何にもそういう情報等がなかったということではないということ、あくまで、よふどの恵さんのインパクトが強くて、そういう名前を挙げたのではないかということ。また、複数いろいろあったんですけども、そのことがよふどの恵さんに対しての一つの名前を挙げてしまったという、その説明について、農林の平松課長が、「あくまでも、私どもの知っている情報を基に動いてございますので、どこの団体から圧力とかお声がけがあったとか、情報提供があったわけではなくて、我々が知っている範囲での動きということで、よふどの恵さんにもアタックしますし、JAさんのほうにもアタックされた経緯も存じてますしというようなことで、自治協のほうにも、私のほうが出向いたことも、ほかの自治協ですね、まあございますので、そういう情報はございませんでした。私のほうからのアプローチではございます。」ということでした。

このことについて何かそれぞれ質問がありましたら挙手をお願いします。

これは、さっき言われた西本さんのあれとはまた違うんですか。関さんの質問と西本さんの質問というのはそれぞれ違うんですね。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） この関委員の質疑の部分に関しては、私が言っていたものとはちょっと違うのかなとは思いますが。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） むしろ、私が先ほど申し上げましたとおり、あえて本審査会の目的につなげるとすれば、特定業者の推薦、紹介、介入の証拠ではないかということに對しまして、そういうものではなく、担当課のほうで作成したものであると。働きかけはないと、こういう答弁をされているというふうには受け取れるかと思えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員、どう思われますか。

○委員（嵯峨山 博君） 今、副委員長がおっしゃったとおりだと思います。

要は、関委員はそこを問題にされているのではなくて、こういうフロー図が出たことによって疑

いを持たれることになった発端の資料やということで、その後、述べられてますので、このフロー図についてどうのこうのというようなことではないようにも思うんですけども。そういうように思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） そこに関しましても、再三、委員長がおっしゃられてますけども、本日、関委員が欠席されておられますので、真意はあくまでも関委員から伺わないと、我々が今話しているのも関委員が何を聞きたいのかというのは推測でしかないので、やはり来られたときにはっきりと述べていただいたほうが、我々も理解しやすいんじゃないかなと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） どうでしょう。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） そういうわけで、前回も本審査会の目的との牽連性を明らかにしてくださいということをお願いしておりますので、その回答を聞かないと判断はできないということは、西本委員のおっしゃるとおりだというふうに思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員はどう思われますか。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 私は、再三申し上げておりに、そのフロー図に関しては議論する価値はないと思ってますので、そのフロー図が正式に撤回されている限りは、一番最初にそのものが出てたということを言われてますけども、撤回された以上は議論する必要はないと思ってます。

○委員長（浅田 郁雄君） それぞれ議論されてるんですけども、委員長としましては、関さんがおればいいんですけども、ちょっといないというのが僕は一番ネックなので。やはり、関さんの意見というか、これが少数意見なのか分かりませんが、思いというのがあると思うので、僕自身は、これはこれで関さんがちゃんとおられるところで、皆さんとともに議論して出していきたいなという気はあります。これは、あくまで委員長としてですけどもね。

皆さんどうでしょう。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） それはもうおっしゃるとおりだと思います。

審査会の評価を今日する予定だったんですけども、討議を経ずにそれをすることはできません。討議は委員さんがいらっしやらないとできないことですので、日を改めて討議を行って、この認定した事実についての評価を行い、最終的に結論を出すということにせざるを得ないかなというふうに思います。

ただ、今、会議についての事実の確認まで来てますので、あと、対象議員の行為についての事実の確認も残っておりますので、今日できるところは進めていくべきかなというふうに思います

○委員長（浅田 郁雄君） どうでしょう。

この件については、関さんが出席されてる中でということよろしいですか。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） ではそういうことで、この件につきましては、関さんが出席をした中でということで協議をしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に行きます。

対象議員と、さっき副委員長の方から言葉が出たんですが、対象議員の行為について、副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 読み上げます。

これはそんなに多くはないんですが、対象議員の行為について確認が取れた事項として、会議に同席したが、一言の発言もなかった。会議への同席を、圧力・介入と感じた関係者はいない。会議に際しての指示・助言等はない。いずれも会議録からでございます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 対象議員の行為についてですが、この3つについて意見・質問等がありましたらよろしく願いします。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） この3点、特に、今回の聞き取り等々で確かに発言されたという意味合いでは事実だと思うんですけども、私この真ん中の、前回もちょっと発言したと思うんですけども、この無言の圧力云々というのを感じたか感じないかというのは、その者の主観なので、介入に関しては客観的に分かる部分でもあると思いますし、発言していたら圧力、態度だったら圧力の点もあるでしょうけども。圧力と感じた云々というのは事実として入れるのかなどうなのかという、あくまでも無言のという意味合いですけどね。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 私は重要な部分だと思います。

今おっしゃいましたように、無言の圧力という議論、既に出ております。そこにいることだけで圧力がかかるんだという主張もされております。

要するに、不作為の作為ですね。不作為の結果的作為ということになりますので、それを証明するのも、それから否定するのもどちらにしても難しい話です。

相手方のこの主観というのが、その行為ですね、出席するという行為の向けられる相手方の主観というのは、そういう難しい判断の中で重要な要素になるというふうに思います。相手方が特に何も意識がなかったとかいうことであるか、あるいは、非常に脅威に感じたという状況とは、やはり評価が違ってくるといふふうに思いますので、重要なファクターだといふふうに思います。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 倫理条例が言っています、この禁止行為、議員が特定の業者を推薦したり、紹介したり、介入しないこと。この介入というのは、今言いました特定の業者の契約プロセ

スに、当事者以外の者が入り込んで干渉すると、そういうことだろうと思います。いわゆる、他人のことに口出しするということですよ。

先ほども西本委員が言われましたとおり、口出していけば分かるんですけども、黙ってる。表面上、口出しがない状況で、介入があったか、干渉したのかというのは、大変難しい問題だと思うんですけども、そこを客観的に評価ができるようにあえて言うとしたら、そのことでその特定業者が有利な状況になったり、あるいは不利な状況になったりするという事実関係なり状況があるのかどうか、そういう判断をすればいいかなというふうに思います。それが事実認定ということになるかなというふうに考えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにございますか。

圧力があつたかどうかというのはちょっと。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） これも聞き取りした事実がここに書いてあるんだと思いますが、当局に、そういった事実がありますかということで、「圧力や介入、圧力を感じたことはありません」というような答弁、これも事実ですから。だから、それを上げてるということで僕は理解しておりますので。特に何もありません。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） おっしゃるとおりです。今日のところは、前のモニターでは事実を揭示させてもらってます。聞き取りから得られた事実ですね。それを真実と言ったら変ですけどもね。委員会としてそれが事実と認定するかどうかは、今度討議の中で決定していただく。その仕事を今日はやりたかったわけなんですけれども。そういうわけですので、この審査の目的というのは、一つは、12月8日に行われた会議の内容を特定すると。どういう会議だったのかということですね。これら得られた事実から、どういう会議だったかを判断するということです。最終的には、それが契約なのかどうかということところにつながっていくんだらうと思いますけれども。特定の契約かどうかをいうためには、その事実を確認しておかないといけないので、その内容を特定するということ。

それからもう一つは、介入行為の有無が問題にありますので、この会議に同席、傍聴したことがどういう意味があるのか。どういう効果を持つのかということ、得られている事実から合理的に断定していくということです。これはその場に我々はいませんので、今言いましたように、合理的なストーリーの中で断定するということになりまして、これは仕方ないところですね。

それら2つの材料をもって、最終的に3条1項3号に該当するかどうかを判断するという作業が残るということになります。

○委員長（浅田 郁雄君） そのほかに何かありますか。

ないようでしたら、次に、審査会の評価について。これはちょっと今出てる部分のところになるので、ちょっと今日はやめときましょうか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） これ振り返りというか、事実というか、内容を確認していったんですけど、先ほど、委員長がおっしゃったように、今日、関委員が欠席ですよ。そういった中で、我々は確認してあって、今度、関委員が出られたときは、もうこれはもうこの委員会でもう確認したよとなってしまうんですよ。改めてまた同じことを繰り返して確認されるんですか。そういうことであれば、今日もう関委員が欠席なのでということで、もう会議は進まないようであれば、改めてまた同じことを繰り返されるのであれば、今日の審査会はどうなんかなというちょっと思っておるんですけどね。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 関さんが今日欠席してるというのが、ちょっとネックなのではあるんですけども。これまでの流れ、議事録等もまた関さんも見られるかもしれませんので、それで改めて、関さんへもこういう流れでしたよというようなことは、僕のほうからでもちょっと言いたいとは思いますが。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 多数決で評決をしてしまうというのは、理屈の上では可能なんです。ですよ。会議は成立しておりますし、単に表決の要件ということであれば、多数決で物事を決めていくということも可能は可能だと思うんですけども。この審査会自体の判断が公正であったり、公平であったりということを市民の皆さんにきちんと分かってもらうためには、やっぱり今日はやりましたけども、その倫理規範であったり、それから問題になってる行為であったり、状況であったりというのをやっぱり討議をして深く掘り下げておかないといけない。そういう意見交換に基づいた、さらにその先の討議を経ない限り、やっぱりその結論に説得力が得られない。

だから、基本的には、討議によって全会一致を目指すべきなんです。全員の理解が一致したというところで結論を出すことを目指さないといけない。だから、討議をきちんとやらないといけない。ただ、結論は出さなきゃいけないんで、最終的には多数決ということもあり得ますけれども、やはりその前段の討議をしっかりやったかどうか、その多数決をしたことの説得力になってくるということなんで。そこはやっぱりしないといけない。

ですから、今日議論したのは決して無駄ではないんですけども、この内容はやはりその知る機会と意見を言う機会は、欠席された委員さんに保障しないといけないだろうなということは思います。

なので、二重になるかも分かりませんが、今、委員長がおっしゃいましたとおり、これはどうなんだろうな。でも、委員会以外のところでの情報提供というのもあれですから、少しちょっと時間はダブリますけれども、やっぱりもう一回そろったところでやらないと仕方ないかなと。そうしないと、会議の公正が担保できないかなというふうに考えます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員、どうですか。

よろしいですか。

納得されましたか。

○委員（嵯峨山 博君） 納得はしてるんですけど。要は、今、副委員長がおっしゃったように、今日、関委員が欠席されてる中で、やっぱり公平にフロー図の件なり何なりという意見もあるでしょうから、これの確認もしていく中で意見もあるでしょうから、だからこの中で確認したとはいえ、関委員も改めてやらなければならないのであれば、今日、我々だけで議論しても仕方がないというか、そういうふうなことを感じたんでちょっと言わせていただいたんですけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 分かりました。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） それぞれの部分において、倫理条例についての理解、それから随意契約の仕組み、それから財務規則に基づいた随意契約の売り買い、それから、学校給食センター条例の施行規則に基づいた給食センターの行っている調達の流れ、それから、会議がどんな会議であったかの状況、それから、同席された議員さんの態度、そういうものについて、今まで得られた情報、必要だと思われる部分に集約してですけれども、皆さんで共有して、漏れがないか、意見がないかということをお今日ずっと委員長に確認をしていただけてきてますので。これに今のところ、現状、付加したり削ったりする必要がないということであれば、この状態でもって、次回、委員がそろった段階で協議を継続していくということでもよろしいか。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。

尾崎委員、よろしいですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員が欠席されてるというのが一番ネックなんですけれども、公平な立場ということで、おられるときに皆さんで協議、意見、質問をよう出していただくということ都希望したいと思います。異議はないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

3点目、審査会の評価については、今日はもう取り下げおきます。よろしいですか、副委員長。ちょっと進むのにも進めないのです。

ここでちょっと暫時休憩をします。再開は10時45分といたします。

午前 10 時 29 分休憩

午前 10 時 44 分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き審査会を再開します。

本日の取りまとめについて、それぞれ意見交換をしたいと思います。

何かございましたら。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 途中、要所要所で委員長のほうから確認をしてきていただけてまして、

途中途中では御意見は多くはありませんでした。本日は討議にもなりようはない状況ですので、恐らくそのような意見もないかと思われませんが、皆さんいま一度御確認をお願いします。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長からその都度確認を取っておりますので、改めての意見というのではないかと思います。いや、ありますという方がおられれば挙手をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） それでは、本日の審査はこれで終了しました。

次に、そのほかとして何かありませんか。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 今日は1人の議員さんが欠席したことにより、審議が進まなかったということがありました。そこでお願いなんですけども、次回から、全員議員の出席について聞いていただいて、1人でも欠席があれば連絡をいただいて、会議を開かないようにしていただけたらと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 今、尾崎委員のほうから、会議をする場合に、1人でも欠けると会議が進まなくなる。次回からは欠席がないように、前もって1人でも欠ける場合は会議をしないという意見が出ましたですけども、それについて皆さん御意見があったら言ってください。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 本来であれば、欠席されてでも会議としてはやっぱり成立して、進めるべきことはやっぱり進めていく、本来はそういう形であろうというふうに思います。ただ、もう今日そういう判断でこの審査会がこれで終わることになりましたので、まあ、皆さん欠席しないように、次回は会議が終わるようなことにしていきたいと思います。

ついでに言わせていただきますけど、次回開催するときに、例えば私が体調不良で欠席しても、もう会議は進めていただけたらと思いますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに意見はありますか。

出席委員というのは別に関係ないのかな。6人中1人欠席。まあ半分ぐらい欠席してもとかいう、それもないですね。

次回からは、1人でも欠けても会議を成立させるという形にしてほしいと、嵯峨山委員から今申し出があったんですけども、皆さんそれについて。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 先ほどちょっと述べさせてもらったんですけども、できるだけ、審査会として全会一致の結論を目指す努力をする必要があるというふうには思いますので、今回、延会のような形にさせていただきましたが、一方で、一定期間内に報告を求められてもおります。ですので、会議の運営上、必要であれば他の方法も考えながら結論を得られる協議を行わないといけ

ないと思いますので、その辺、委員長、副委員長で協議しながら、会議の設定を諮っていきたくらいと思いますので、御協力をお願いします。

○委員長（浅田 郁雄君） 私が休んでも、会議は進めていくという形にさせていただきたいと思うんですけど、それでよろしいですかね。

よろしいですか。1人欠けても会議は、3人欠けても成立するのは成立するので、会議はもう1人休んでも進めていくという形でお願いしたいと思います。

御異議ございませんか。異議のある方、挙手をお願いします。

嵯峨山委員はあくまで。はい。

○委員（嵯峨山 博君） 表明するタイミングがないのでずっとあれやったんですけど、私は、事実確認として契約の場ではなかった、それから、議員の介入はなかったという判断をもうしておりますので、です、欠席してももうそちらの方向で、そちらの方向といいますか、進めていただければというふうに思って発言をさせていただいたということです。

○委員長（浅田 郁雄君） そうですか。それを聞いてなかったな。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） でも、この議員さんだから進めない、この議員さんだから進めるというのは非常におかしいと思うんです。やっぱりそこは統一させていただきたいと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 確かに、今日冒頭で前回の振り返りをしたときに申し上げましたとおり、ほぼ前回意見交換はされておりまして、それぞれの委員さん意見をおっしゃっております。ただ、何度も申しますけれども、やはり審査会の判断に公平、客観、そして説得力を持たせようと思ったら、意見交換で評決というわけにはいなくて、やはりそこで討議をしないと。討議をしてやっぱりお互いの意見を理解し合って、結論を導くという作業は、絶対に必要な作業です。

今回、冒頭、その作業にかかる最初の日欠席者が出たということで、一旦、延会は致し方ないんじゃないかということなんですけど、次以降、先ほど言いました期日の関係もございまして、それから、意見表明はしていただいています。討議をする機会が失われることも避けたいとは思いますが、事情によってはやむを得ないという、その辺の比較考慮はしていかないかと思えます。

です、今おっしゃいました、人によって取扱いを区別するということはしませんけれども、たまたまこの人のときになっちゃうということはあるかもしれませんけれども、それは全体の客観的な進行上の結果であって、委員長、副委員長ともに、そういう恣意的な判断はいたしませんので御了解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 今回、会議が延会になってしまったと。もし、次同じことがあって、やっぱり一度認めてしまったら、それは崩せなくなるんじゃないかとも思います。

○委員長（浅田 郁雄君） そのためにも、できたら全員出席というのがベターだと思いますので、これ、その人によってそれぞれ体調のよし悪しというのはそれぞれあるんで、いつ私だって入院するかも分かりませんから、やはりそれはそれでもう認めていっていかないといけないと思いますが、できるだけ体調を崩さないようにして全員出席して、それぞれ意見また討論していただくという形にさせていただきたいと思います。それでどうでしょう。よろしいでしょうか。

もうその本人しか体調は分かりませんのでね。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 決して、体調が悪くて休んだことを言ってるわけじゃないんです。やっぱり、会議の進め方・在り方に対して、少し問題があるんじゃないかと思ったんで発言させてもらってます。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 1人欠席したから開かないとかは確かにおかしいと思います。当然、過半数いたら開会すべきものだと思いますので。ただ、今回に関しましては、委員会の中で、関委員の考え方というものをもっとちゃんと知ったほうがよいという判断をこの会議体の中、この審査会の中で決定づけたのかなど。今回の今日に関してはと私は理解してるので。次回おられないから云々ということはまた別問題なのかなど。だから開くこと自体は当たり前かなとは思いますがね。

○委員長（浅田 郁雄君） どうでしょう、ほかに。

この問題は、やはり人それぞれです。いつ自分がそういう目に遭うか分かりませんから、体調不良というのは。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 先ほども言いましたが、体調不良で休むのが悪いとは決してそういうことを私は言ってるんじゃないんです。会議の進め方・在り方として問題があるんじゃないですかということ言ってるだけで、決して休んだ体調不良が悪いということ言ってるわけではないので、そこは誤解しないようお願いしたいです。

○委員長（浅田 郁雄君） どうでしょう。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今回のような不都合が起きないように会議の設定に努力いたしますので、御協力お願いいたします。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員、よろしいですか。

できるだけ体調を万全にさせていただいて出席していただきますように、よろしくようお願いいたします。

じゃ、この件についてはよろしいですか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 尾崎委員がおっしゃったように、欠席理由というのは体調不良しかないん

ですけれども、要は判断を求められたときに、この場におられなかったら会議として成立しない場合もありますよね。だからその辺がどうかなというふうに思ってるんですよ私も。だから確かに議論することも必要であるんですけども、これまでも議論はしてきてる、関委員は前回12月いろんな理由を述べられてね、12月の措置というのは適当であったというふうに述べられておるので、それが結論かなというふうに私は思っておるんですよ。考えが改まったかもしれないということかもしれませんが、そこはもう欠席されてるんでどうかというのは分かりませんが、それなりにやっぱり進めていかないと、気を使ってばかりやっていると、副委員長がおっしゃったように期限が迫ってきて、要は延びていく一方でというのがありますのでちょっと懸念はしております。ちなみに、委員長のほうに欠席という情報が入ったのも、もう直前でしたもんね。

○委員長（浅田 郁雄君） そうですね。

○委員（嵯峨山 博君） ですので、そこで来て、開くか開かないかというようなところの判断だったのかなとは思いますが。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長は、全員そろってそれぞれ討論していただきたいというのは、願いであったように思います。1人欠席しても会議としてはそのまま進めていくべきではないかなというような意見もあります。

これ審査会とは全然ちょっと離れたような感じになってきてるんですけども。できるだけ、もうこれは分からないんで、できるだけ全員出席で質疑・討論していただけるような形を御協力をお願いするとしかもう申し上げようがないんで、その点をよろしくお願いいたします。

この件については以上でよろしいですか。

ほかに何かございますか。これ以外のことで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） ないようでしたら、本日の審査は終了しました。

先ほども言いましたように、次のその他として何かありませんかと言っても質疑がないので、次の日程についてお諮りしたいんですが、この日程が、期限も決まっているわけでございますし、日程がなかなか決められない。

事務局どうですかね。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 延会の理由が、委員さんの体調不良による欠席ということでございます。その体調の回復も確認しつつの調整になると思います。あるいは、先ほど来、意見が出てますとおり、会議としては5人で続けられないこともないという御意見もございます。その辺の判断は、他の会議の日程を見ながら、委員長、副委員長、そして事務局で確認をさせていただいて、申し訳ないですけども、今、開会中ですので、イレギュラーな会議設定になることと思いますけれども、御協力をいただいて御参集いただきますようお願いをして、本日のところはこの日というのには決められないところについて御理解をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今、副委員長から、体調不良のこともあるんですが、会期中で
ございますので、次回の日にちを決めることがなかなか難しいということですので、委員長、副委
員長、事務局と話し合いをしまして、次回の日にちを決定したい、また決定すればそれぞれ委員さ
んに報告をしてオーケーをいただくような形でしたいと思いますということですが、皆さんいかが
ですか。よろしいですか。

尾崎委員、よろしいですか。

では、すみませんが、正副委員長もしくは事務局のほうで時間設定をまたしたいと思いますの
で、その点をよろしく願いを申し上げます。

以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって、朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午前11時04分閉会
